

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200636号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200147号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年8月1日から平成31年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成28年5月から同年8月までの標準報酬月額については、41万円から44万円、平成29年8月から平成31年2月までの標準報酬月額については、41万円から53万円とする。

平成28年5月から同年8月までの期間及び平成29年8月から平成31年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から同年8月までの期間及び平成29年8月から平成31年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間(平成28年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年9月1日から平成29年8月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年4月1日から平成31年3月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が支給された給与額と比べ低い。

給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成28年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年8月1日から平成31年3月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、賃金台帳及び源泉徴収票(以下「給与明細書等」という。)並びに金融機関から提出された取引明細書(以下

「取引明細書」という。)により、当該期間に係る標準報酬月額の変定又は決定の基礎となる月の報酬月額(平成28年5月1日から同年9月1日までの期間においては報酬月額。以下、併せて「本来の報酬月額等」という。)に見合う標準報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、これらの標準報酬月額のいずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額等のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成28年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年8月1日から平成31年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等及び取引明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年5月から同年8月までの標準報酬月額については44万円、平成29年8月から平成31年2月までの標準報酬月額については53万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、日本年金機構は、平成28年、平成29年及び平成30年の算定については、保険者算定を行ったと回答していることから、事業主は、給与明細書等及び取引明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成28年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年9月1日から平成29年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険料給付の対象となる標準報酬月額を上回っていることが認められるものの、当該期間に係る本来の報酬月額等に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額より低額又は同額である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額等のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該認定額がオンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、標準報酬月額の変正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200673号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200148号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月15日の標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与を受け取った記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る流動性移動元帳(以下「移動元帳」という。)、A社から提出された同僚の平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)及び同社の同僚が保有する賞与明細書により、請求者は、平成20年12月15日に、同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、移動元帳、源泉徴収簿及び同僚が保有する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。